

事業計画書（案） 新旧対照表

No	ページ	章など	修正前	修正後
1	6	第20条の2	前項にかかわらず、事業計画書に記載のある協力企業に委託等を行っても事業者の本契約上の債務の履行に支障がないと認められる場合に限り、事業者の申請による市の事前の承諾を得て、本件業務の一部を構成企業から協力企業に委託等を行うことができる。なお、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加等に関する要綱（平成16年制定）に基づく入札参加停止を受けた者及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた者を相手方としてはならないものとする。事業者が当該事前承諾の申請を行う場合には、当該構成企業と協力企業との間で取り交わす委託等に関する契約（以下「協力企業委託契約」という。）の締結予定日の14日前までに、市に対して、協力企業委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び書面の全ての写し（以下「協力企業委託契約書案等」という。）、やむを得ない特段の合理的な理由を示す資料及び当該委託等を行っても事業者が本契約上の債務を履行するのに支障がないことを示す資料、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書、その他市の求める資料を提出しなければならない。また、協力企業委託契約書案等の提出から協力企業委託契約の締結までの間に契約内容に軽微でない変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を知照する。市が承諾を与えた後に、契約内容に重要な変更を行う必要がある場合には、事業者は変更内容について改めて市から事前の承諾を得るものとする。	前項にかかわらず、事業計画書に記載のある協力企業に委託等を行っても事業者の本契約上の債務の履行に支障がないと認められる場合に限り、事業者の申請による市の事前の承諾を得て、本件業務の一部を構成企業から協力企業に委託等を行うことができる。なお、堺市上下水道局入札参加有資格者の入札参加等に関する要綱（平成16年制定）に基づく入札参加停止を受けた者及び堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた者を相手方としてはならないものとする。事業者が当該事前承諾の申請を行う場合には、当該構成企業と協力企業との間で取り交わす委託等に関する契約（以下「協力企業委託契約」という。）の締結予定日の14日前までに、市に対して、協力企業委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び書面の全ての写し（以下「協力企業委託契約書案等」という。）、本契約上の債務の履行に支障がないことを示す書類及び当該委託等を行っても事業者が本契約上の債務を履行するのに支障がないことを示す資料、堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書、その他市の求める資料を提出しなければならない。ただし、市においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。また、協力企業委託契約書案等の提出から協力企業委託契約の締結までの間に契約内容に軽微でない変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を知照する。市が承諾を与えた後に、契約内容に重要な変更を行う必要がある場合には、事業者は変更内容について改めて市から事前の承諾を得るものとする。
2	12	第37条	適用	準用
3	12	第37条の2	適用	準用
4	12	第38条	第58条	第37条
5	18	第55条の2	次条	第59条
6	21	第64条の3	－	3 本契約等に別段の定めがある場合を除き、本事業を実施すること自体に付随して要求される近隣対策については、第21条第4項を準用する。
7	22	第68条	サービス対価（設計）の10分の3以内、サービス対価（建設）の10分の4以内	サービス対価 A （設計）の10分の3以内、サービス対価 A （建設）の10分の4以内

8	26	第75条の4	前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市がサービス対価を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。	前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市がサービス対価を増額若しくは減額すべき事由又は市若しくは事業者が費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。
9	27	第79条の2	市は、前項の検査の結果、損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに相当の期間を定めて修繕又は補修を行うよう事業者に対して請求することができる。事業者は、当該請求を受けた場合、自己の責任及び費用負担において市の定めた期間内に当該箇所を修繕又は補修し、市の再検査を受けなければならない。ただし、市が承諾する場合には、修繕又は補修に代えて修繕又は補修に要する費用を市に支払えば足りるものとする。	市は、前項の検査の結果、著しい損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに相当の期間を定めて修繕又は補修を行うよう事業者に対して請求することができる。事業者は、当該請求を受けた場合、自己の責任及び費用負担において市の定めた期間内に当該箇所を修繕又は補修し、市の再検査を受けなければならない。ただし、市が承諾する場合には、修繕又は補修に代えて修繕又は補修に要する費用を市に支払えば足りるものとする。
10	40	別紙1	「協力企業」とは、構成企業から直接的に業務を受託・請負し、かつ事業者に出資しないものをいう。	「協力企業」とは、構成企業から直接的に業務を受託・請負（資材、原材料の購入契約その他の契約を含む）し、かつ事業者に出資しないものをいう。
11	41	別紙1	「工事開始前提出図書」とは、[工事着手届、現場代理人及び監理技術者届（経歴書及び資格者証を含む。）その他市が求める書類をいう。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。]	「工事開始前提出図書」とは、[別紙7の表2に示すNo1からNo4までの書類その他市が求める書類をいう。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。]
12	41	別紙1	「施工時提出図書」とは、[施工報告書（月1回提出）、機器承諾書、主要資機材一覧表、主要工事施工計画書その他市が求める書類をいう。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。]	「施工時提出図書」とは、[別紙7の表2に示すNo5からNo9までの書類その他市が求める書類をいう。なお、提出時の体裁、部数等については、別途市の指示するところによる。]
13	60	別紙7	維持管理業務を行う者	維持管理業務を担う者